

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎土壤汚染対策法による指定区域の指定 (清流・環境課)	1
◎高知県森林病虫害等防除事業補償金交付規程の廃止 (林業改革課)	1
○道路の供用開始 (道路課)	1
公告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の清算人の退職 (")	1
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (林業改革課)	1
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (危機管理課)	2

告 示

高知県告示第90号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第18条第1項及び第2項の基準に適合しないと認められるので、当該特定有害物質によって汚染されている土地の区域として次のとおり指定する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定する区域
南国市日吉町二丁目1番12号の一部
- 省令第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 省令第18条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物

高知県告示第91号

高知県森林病虫害等防除事業補償金交付規程(昭和58年8月高知県告示第559号)は、廃止する。ただし、平成20年2月18日までに森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第8条第3項の

規定により補償の申請がされたこの告示による廃止前の高知県森林病虫害等防除事業補償金交付規程第3条の補償金については、同条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町与床字鳩岡山798番1	339	平成20年2月19日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市内川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	東 益清	四万十市蔵岡乙1370
"	松田 達夫	" " 乙 433

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市内川土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
松田 淳	四万十市蔵岡乙 387
福留 宣彦	" " 乙 743
山本 吉俊	" " 乙1340
岡山 幸夫	" " 乙1422

上岡 光男	" "	乙1412
松田 耕造	" "	乙3855
松田 正文	" "	乙3881

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成20年3月11日(火) 午前9時30分から午後4時30分まで	高知市丸ノ内一丁目7-52 高知県庁西庁舎7階会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 講習会の内容

- 種苗に関する法令 2時間
- 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円(種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)に高知県収入証紙をはり付けて納付すること。)

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講希望者は、受講申込書を平成20年3月3日(月)までに住所地を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所)に提出すること。

6 受講申込書の用紙の配布場所

高知県森林部林業改革課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県森林部林業改革課(電話番号088-821-4602)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により香南市から都市計画の変更

の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
香南都市計画下水道（香南市公共下水道）の変更
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び香南市役所

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
高知県総合防災情報システムサーバ機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部危機管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成19年12月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社N T T西日本－四国高知事業部 高知市帯屋町二丁目5番11号
- 5 落札金額
194,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成19年10月1日